

陳 情 一 覧 表

陳情 番号	受理 年月日	件 名	提 出 者	要 旨	送 付 委員会
3	令和6年 6月20日	湖岸緑地の利用適正化策については枠外駐車など混雑期に限局した事象に固執せず、本来の問題だったゴミの放置や施設の汚損対策に立ち戻るとともに、バーベキュー・キャンプ禁止だった公園設置当時から許可に至った行政手続の経緯を再度確認し、火気使用の「程度・範囲・条件」を含めた許可の是非につき再検討することについて		(陳情の趣旨および理由) 昨年の駐車場有料化社会実験の結果は二度とも赤字で、春の実験利用者は「管理者による場所取り代行」を評価して有料化への理解を示したが、一般利用者は反対多数だった。秋の実質的社会実験利用者は数名しかおらず、アンケート母数を増やすためにイベントで集めたいわば「通行人」に意見を聞いた結果、真に相応の料金を負担した利用者の意見が分からなくなった上、春の実験が赤字だったことを伏せてアンケートをしたため「どちらかといえば賛成」の数が賛成多数に寄与した。赤字を示した上でのアンケートであれば「どちらかといえば賛成」の仮に半数が「どちらかといえば反対」に回ると反対多数になった計算である。知事は定例会見で「有料化には一定理解を頂いたのかも知れない」との認識を示したが、実態は事実上の反対多数であり、特に一般利用者からは一定の理解を得られていない。 こうした中、この春はゴミの放置や施設の汚損ではなく、枠外駐車を止める呼び掛けをしたようだが、呼び掛けをした志那1で駐車希望台数を増やすイベントをするなど取組に矛盾があった。またゴミの放置(不法投棄)や施設の汚損(器物損壊)に比して枠外駐車や場所取りは罰則の対象でないばかりか、維持管理費がかさむ要因でもない。 当局は昨年実施した再公募の要項に、駐車場有料化等の利用適正化の取組を指定管理業務に移行する含みを持たせている。12月の委員会では指摘に合わせる様に「駐車場有料化から利用適正化」へ表現を変更したが、実態としては、有料化の可能性を残す上、血税投入となる指定管理業務に移行する道筋を残しており、委員会の結論と異なる。駐車場有料化へのこだわりは、本来の問題点のゴミの放置、施設の汚損などへの取組から遠ざかり、真の利用適正化とは違う方向に進むおそれがある。議会は駐車場有料化については、当局に手段が目的化しないよう潔い廃案を促していただきたい。 また、都市公園条例の禁止事項を定めた際には委員会に諮るなど、ルールを決める際には相応の行政手続が必要であるにもかかわらず、公園で火気使用を許可するに至った行政手続の痕跡が一切ない。なし崩し的に火気使用を許可したばかりか、「バーベキューできます」などとマナー啓発よりも目立つ看板を立てて無差別に集客するからマナーの良い客と悪い客が混在し、混雑時に問題が発生する側面もある。 花火大会など県が後援する催しはことごとくゴミの後始末が不十分で地元の評判は厳しく、集客(公園の利用促進・賑わい創出)とゴミの残置は不可分であることが証明されている。 管理者が優先すべきは、例えば緑地部分面積に応じた駐車可能台数の再設定や、「火気使用した調理を伴う飲食」の一定の制限による、利用者数の調整などの実効性を伴う施策である。バーベキュー全面禁止の時代から「どのような程度・範囲・条件で火気使用を許可していくべきか」の議論・行政手続なく許可したことは大変憂慮すべき事態である。議会はこの点についても当局に自省を促し、改めて火気使用の許可の「程度・範囲・条件」を含めた是非につき検討し、委員会への報告を求めるとともに、十分な議論をされたい。	文スポ ・土木 ・警察 常任委 員会